

## ハラスメント防止のための指針

1.国分寺市医師会訪問看護ステーション（以下「事業所」という）は、利用者に対して安定したサービスを提供するため、事業所及び訪問先・利用者宅におけるハラスメント防止のための本指針を定める。

### 2.ハラスメントの定義

#### (1) 事業所におけるハラスメント

##### ①セクシャルハラスメント

事業所における性的な言動に対する他の職員の対応等により当該職員の労働条件に関して不利益を与えること、または性的な言動により他の職員の就業環境を害することを言う。また、相手の性的指向又は性自認の状況に関わらないほか、異性に対する言動だけではなく、同性に対する言動も該当する。

##### ②パワーハラスメント

同じ事業所で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること並びに職場環境を悪化させる行為をいう。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、事業所内のパワーハラスメントに該当しない。

##### ③マタニティハラスメント

事業所において上司や同僚が、職員の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害すること及び妊娠・出産等に関する言動により女性職員の就業環境を害することをいう。なお業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。

#### (2) 訪問先・利用者宅でのハラスメント

##### ①セクシャルハラスメント

意思に反する性的誘いかけ、あるいは好意的態度の要求など嫌がらせをする行為。

例) 必要もなく職員の身体を触る。抱きしめる。わいせつな図画を見せる。

不快感を与える性的な言動をする。

##### ②身体的暴力

身体的な力を使って、職員に嫌がらせや危害を及ぼす行為。

例) 叩く、蹴る、ひっかく、つねる、物を投げつける

##### ③精神的暴力

個人の尊厳や人格を、心ない言動や態度によって傷つけたり、見下したりする行為。

例) 大声で怒鳴る。威圧的な態度で文句を言う。無視を続ける。

### 3.ハラスメント対策委員会の設置

ハラスメント防止委員会の設置及びハラスメント防止に関する責務等、ハラスメント防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次の通り「ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともにハラスメント防止に関する責任者を定めるなど必要な措置を講じる。

- (1) 委員会の名称は「ハラスメント防止委員会」とする。
- (2) 委員会の委員長は管理者が務める。
- (3) 委員会は年1回以上開催する。
- (4) 委員会は以下の事等を協議する。
  - ①ハラスメント防止対策に関する指針の整備に関する事。
  - ②ハラスメント事案が発生した場合の関係者の対応及び再発防止に関する事。
  - ③ハラスメントに関わる職員への指導に関する事。
  - ④ハラスメント防止の取組に関する事。

### 4.ハラスメント対策

- (1) 事業所内において、本指針に基づいたハラスメント防止を徹底する定期的な研修（年1回以上）を実施する。

新規採用される職員には、入職時にハラスメント防止研修を実施する。
- (2) 利用者や家族に対しては、訪問看護契約時等にハラスメントについて説明する。

### 5.ハラスメントが発生した場合の対応について

- (1) 事業所にてハラスメントが発生した場合は“国分寺市医師会ハラスメント防止規程”に基づいて対応する。
- (2) 利用者宅にてハラスメントが発生した場合は、
  - ①職員の安全確保  
ハラスメントが発生した際には、まず職員の安全を確保することが重要である。  
管理者は状況を迅速に把握し、職員を安全な状態に保つための措置をとる。
  - ②ハラスメントの状況把握と対応指示  
職員の安全が確保された後管理者はハラスメントの具体的な状況を確認し、被害者・加害者双方への適切な対応を指示する。状況に応じて外部の関係者との連絡や通報を行う。
  - ③迅速な対応  
ハラスメントが発生した場合、迅速な対応が求められる。関係する利用者やその家族への情報提供と説明を行い、事態の早期解決に努める。
  - ④問題の原因分析  
ハラスメントの原因を正確に把握し、その原因の分析を行う。

## 6.ハラスメントに関する相談窓口と対応

- ①ハラスメントに関する相談窓口担当者は管理者とする。
- ②相談窓口担当者は職員からの報告・相談を受けたら、必要な対応を行う。
- ③相談窓口担当者は被害者への配慮の為の取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）を行う。
- ④相談窓口担当者は相談や報告のあった事例を検討し、マニュアルを整備・更新する。

## 7.本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに閲覧出来る様にし、  
ておくこととする。また、ホームページで公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧  
出来るようにする。

### 【更新履歴】

作成日 令和 4 年 4 月 1 日

更新日 令和 6 年 4 月 1 日  
令和 年 月 日



